

各競技団体選手推薦の留意事項

- (1) 各競技団体は次のことに考慮して、愛媛県障がい者スポーツ協会へ推薦を行うこととする。
 - ①各競技団体への登録者であること。
 - ②健康上の問題がなく、礼節と規律を遵守するなど、愛媛県を代表するに相応しい資質を有すること。（これに反する言動等があった場合は、補助対象者の決定を取り消すことがある。）
 - ③本人の日頃の練習量や練習態度、熱意、将来性等を総合的に勘案して有望な選手であると認められること。
 - ④本人及び保護者の了解を得ておくこと。
- (2) クラス分けのある競技は、該当クラス（国際・国内）を熟知しておくこと。
- (3) 補助対象者の決定は毎年度、県障がい者スポーツ協会会長を選考委員長とする選考委員会で審議し決定する。